

【刑 法】

問題 次の事例におけるX及びYの罪責を論じなさい。

- (1) Xは、散歩の途中で公園に立ち寄った際、公園のベンチに座ってBと話し込んでいるAがポシェットを首から外してベンチの上に置いているのを見かけた。AとBは話に夢中な様子だったので、Xは、「もしポシェットを置き忘れていたら、いただいてやろう」と考えて、公園内の木陰に潜んでAの様子をうかがっていた。すると、Aは、ポシェットをベンチの上に置いたままBとともに立ち上がり、公園の外に向かって歩き始めた。Xは、AとBがポシェットの置き忘れに気づかないまま公園の外に出てすぐに道路の角を曲がって姿が見えなくなったこと、周囲に人がいないことを確認したうえ、AとBが座っていたベンチに戻り、A所有のポシェットを持ち去った。
- (2) Xがポシェットを持ち去ったのは、A・Bがベンチを離れてから約1分後で、その時点でA・Bは、ベンチから約50m離れた場所を歩いていた。Aは、公園から約500mの位置にある甲駅で、電車に乗るBと別れた後、甲駅から約1kmの位置にある自宅に帰り着いたときに、ポシェットを置き忘れたことに気づいたが、その時点で、Aが上記ベンチを離れてから約30分が経過していた。Aは、上記公園に走って戻ったが、ポシェットは持ち去られた後であった。Aが上記ベンチを立ち去ってから再び戻るまでに、約40分が経過していた。
- (3) Xは、上記ポシェットを両手で胸に抱きかかえて隠すように持ち、Aらがポシェットを置き忘れたことに気づいて追いかけてこないか気にして、何回も後ろを振り返りながら道路を小走りに進行していたところ、ポシェットを持ち去ってから約3分後、上記公園から約600mの地点において、たまたまパトロール中の警察官Cに不審者として呼び止められた。Xは、「もうばれたのか、このままでは逮捕される」と思い込み、その場から逃走した。Cは、「待て」と叫びながらXを追跡した。Cの追跡から逃れるため、全力で走りながら道路を右折して細い路地に進入したXは、その前方から自分の方に向かって歩いてくるDが自己の進路の妨げとなったため、Dを避けるために走る速度を緩めたらCに逮捕されてしまうと考え、「邪魔だ、どけ」と叫びながらDを右手で押し倒して逃走した。Cは、Dを救護する

ため、Xの追跡を断念した。

- (4) Xに押し倒されたDは、路面に頭部を強打したところ、Dの頭蓋骨の厚さが、先天的に通常人より薄く、脆かったために、通常予想されるよりも深刻なダメージを脳に受け、死亡した。鑑定の結果、Dの頭蓋骨が通常人と同じ程度の厚さ・強度であったならば、Dが致命傷を負うことはなかった可能性が高いとされた。Dは、脳ドックを受診した際に医師から頭蓋骨が薄く脆いことを指摘されたため、自己の頭蓋骨が薄く脆いことを知っており、親族及び知人には、「私の頭蓋骨は薄く脆いらしいので、私が頭を打って意識を失ったときには、そのことを医療関係者に伝えてほしい」と頼み、自ら「私の頭蓋骨は、先天的に薄く脆いです」と記載したメモを財布や手帳に入れて携帯していた。Dの受傷から死亡までの間に、Dの親族及び知人がDの頭部受傷を知ることも、上記メモが人の目に触れることも、なかった。
- (5) 逃げ切ったXは、ポシェットの中にキャッシュカード及びA名義のクレジットカードを見つけたが、暗証番号を割り出すのは困難であったため、キャッシュカードによる現金化をあきらめ、紛失届が提出される前にクレジットカードを利用して高級ブランド時計を購入しようと考えた。そこでXは、友人Yに電話して落ち合い、「クレジットカードを拾ったので、それを使って君が欲しがっていたネックレスと俺の時計を買おう」と持ちかけた。Xの誘いに同意したYは、貴金属店に赴き、AになりすましてA名義のクレジットカードを提示したうえ、クレジットカード売上票にAの氏名を署名して、ネックレスと時計を購入した。そしてYは、貴金属店の前にあるコーヒースタンドの中で待っていたXに購入した時計を渡した。